

令和 8 年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画

独立行政法人統計センター

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

（１）令和 7 年度の統計センターの調達全体像は、表 1 のとおりである。

契約件数は全体で 43 件、契約金額は全体で 12.8 億円である。このうち競争性のある契約は 35 件（81.4%）、競争性のない随意契約は 8 件（18.6%）となっている。

令和 6 年度と比較して契約金額が大きく減少（82.5%減）している要因は、主に「独立行政法人統計センター情報システム基盤の構築及びサービスの提供業務」（約 51 億円）のほか、令和 7 年国勢調査関係の大規模な調達を令和 6 年度に実施したことによるものである。

また、新たな「競争性のない随意契約」の締結に当たっては、「随意契約適正化検証チーム」による検証を経て、真にやむを得ない契約に限り随意契約を締結している。

表 1 令和 7 年度の統計センターの調達全体像

(単位：件、億円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
競争入札等	(86.5%) 45	(99.2%) 72.6	(81.4%) 35	(94.3%) 12.1	(△22.2%) △10	(△83.4%) △60.6
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0
競争性のある 契約（小計）	(86.5%) 45	(99.2%) 72.6	(81.4%) 35	(94.3%) 12.1	(△22.2%) △10	(△83.4%) △60.6
競争性のない 随意契約	(13.5%) 7	(0.8%) 0.6	(18.6%) 8	(5.7%) 0.7	(14.3%) 1	(29.1%) 0.2
合 計	(100%) 52	(100%) 73.2	(100%) 43	(100%) 12.8	(△17.3%) △9	(△82.5%) △60.4

注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

注 2) 複数年度契約を締結した案件については、件数、金額ともに契約初年度にのみ計上している。

注 3) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領（平成 15 年 4 月 1 日理事長決定）第 23 条第 1 項第 13 号から第 15 号まで及び第 18 号の規定に基づく金額以下の少額随意契約は除いている。

注 4) 指名競争入札は、いずれの年度においても実施していない。

注 5) 比較増△減の（ ）書きは、令和 7 年度の対 6 年度伸率である。

(2) 一者応札・応募の状況

令和 7 年度の統計センターの一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりである。

前年度と比較すると一者以下の応札が 3 件減少し 8 件となっている。

一者以下の応札となった 8 件（共同調達 2 件を含む。）については、仕様書の要件は必要最低限の内容であり、複数者が参加した案件と同様に競争性の障壁となるような記載はなかった。

表 2 令和 7 年度の統計センターの一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減
2 者以上	件 数	34(75.6%)	27(77.1%)	△7(△20.6%)
	金 額	15.0(20.6%)	11.2(93.3%)	△3.8(△25.1%)
1 者以下	件 数	11(24.4%)	8(22.9%)	△3(△27.3%)
	金 額	57.6(79.4%)	0.8(6.7%)	△56.8(△98.6%)
合 計	件 数	45(100%)	35(100%)	△10(△22.2%)
	金 額	72.6(100%)	12.1(100%)	△60.6(△83.4%)

注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 7 年度の対 6 年度伸率である。

2 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和 8 年度に重点的に取り組む分野として、公平性、透明性、競争性の確保や利便性を向上する観点から、令和 7 年度に掲げた以下の取組を継続する。

- (1) 年度末までに翌年度の「入札予定案件」を統計センターホームページに掲載し、新たに追加になった場合は入札公告（掲載日）の 30 日前までに公告するとともに、「入札予定案件」から直接調達公告を確認できるリンクを掲載
- (2) 競争性が確保されているか仕様書の精査
- (3) 電子メールを活用した入札手続の実施
- (4) 統計センター入札情報配信サービスへの登録促進

(5) オンラインによる入札説明会の実施に向けた検証

(6) 新規参入業者への参入経緯等のアンケートを実施

＜少額随意契約に係る取組＞

(7) 新規参入業者の開拓（インターネットで検索した業者への見積依頼）

(8) オープンカウンター（ホームページでの少額随意契約案件の公告）の実施

【実施件数・実施状況など】

3 調達に関するガバナンス及びコンプライアンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に対する内部統制の徹底

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）については、事前に統計センター内に設置している経営審議役を総括責任者とする「随意契約適正化検証チーム」に報告し、「独立行政法人統計センター会計規程」（平成 15 年 4 月 1 日統計センター規程第 20 号）及び「独立行政法人統計センター契約事務取扱要領」における随意契約によりことができる事由との整合性や、より競争性のある調達手続実施の可能性などの視点により点検を受けることとする。

【点検件数・実施内容】

(2) 不祥事等の発生の未然防止・再発防止のための取組

不祥事等の発生を未然に防止するため、調達事務を担当する職員に対し調達事務手続に係る「独立行政法人統計センター会計規程」等についての周知徹底を図るとともに、検査職員には適切な検収を引き続き徹底させ、監督職員には検査職員の指導の下適正かつ確実に監督業務が遂行できるよう検査・監督業務の重要性について、適時に研修を実施する。

また、センター内の役職員向け、イントラネットを活用して「調達手続の概要」のほか、調達に必要な情報を提供することにより、意識醸成や内部統制の確立を図ることとする。

【受講者数・実施内容】

4 官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組（【 】は評価指標）

「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン※」に規定されている措置等を踏まえて適正な調達に努める。

※令和 8 年 4 月 6 日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ公表

【実施内容】

5 自己評価の実施

計画の自己評価については、各年度における業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を総務大臣に報告の上、総務大臣の評価を受ける。総務大臣による評価結果については、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させることとする。

6 推進体制

(1) 調達等の合理化に取り組むための推進体制

計画に定める各事項を着実に実施するため、経営審議役を総括責任者とする「調達等合理化推進検討会」により調達等の合理化に取り組むこととする。

総括責任者 経営審議役

総括責任者（代理）総務部長

メンバー 統計編成部長、情報システム部長、統計技術・提供部長、財務課長、財務企画監

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会では、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない新たな随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を統計センターのホームページに公表する。

7 その他

計画、自己評価結果等については、統計センターのホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うこととする。